

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………一
- 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局医療政策部医療人材課）……………二

告示

- 都市計画事業の認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………三
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………三
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………四
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）……………四
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞（二件）……………（住宅政策本部民間住宅部不動産課）……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………五
- 保安林の指定予定……………（産業労働局農林水産部森林課）……………六
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）……………八
- 平成七年東京都告示第三百三十二号（東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部改正……………（会計管理局管理課）……………九

公告

- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………九
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（下水道局）……………一〇

規則

東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年二月十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五号

東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

東京都屋外広告物条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三 六の部(三)の款3の項の表中「一・一平方メートル」を「一・四平方メートル」に改める。

別記第四号様式表、第十一号様式表、第十二号様式表、第十三号様式表、第十四号様式表、第十五号様式表、第二十五号様式表及び第二十六号様式表(表)中「四」を削る。

別記第二十七号様式中「三円」を「六円」に改める。

別記第二十八号様式、第三十号様式、第三十三号様式表、第三十四号様式表、第三十五号様式(二表)、第三十六号様式表、第三十七号様式及び第三十八号様式(表)中「四」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都屋外広告物条例施行規則別記第四号様式、第十一号様式から第十五号様式まで、第二十五号様式から第二十八号様式まで、第三十号様式、第三十三号様式、第三十四号様式及び第三十五号様式の二か

(裏)

| 歯科技工所の構造設備 | | | |
|---|------------|-----|--|
| 項目 | 歯科技工士法施行規則 | 状態 | |
| ① 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。 ※「歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等」は次のとおり <input type="checkbox"/> 防音装置 <input type="checkbox"/> 防火装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 給排水設備 <input type="checkbox"/> 防トラップ <input type="checkbox"/> 空気清浄機 <input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 技工用実体顕微鏡 (マイクロスコープ) <input type="checkbox"/> 電気掃除機 <input type="checkbox"/> 防じん用マスク <input type="checkbox"/> 機型整理棚 <input type="checkbox"/> 書籍棚 <input type="checkbox"/> 分別ゴミボックス <input type="checkbox"/> 吸じん装置 (室外排気が望ましい) <input type="checkbox"/> 歯科技工用作業台 <input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> 材料保管庫 (保管庫) <input type="checkbox"/> 薬用保管庫 | 第13条の2第1号 | 有・無 | |
| ② 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備され、及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。 | 第13条の2第2号 | 適・否 | |
| ③ 手洗い設備を有すること。 | 第13条の2第3号 | 有・無 | |
| ④ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。 | 第13条の2第4号 | 適・否 | |
| ⑤ 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、1.0平方メートル以上の面積を有すること。 | 第13条の2第5号 | 適・否 | |
| ⑥ 照明及び換気が適切であること。 | 第13条の2第6号 | 適・否 | |
| ⑦ 床は、板張り若しくはコンクリート又はこれらに準ずるものであること。 | 第13条の2第7号 | 適・否 | |
| ⑧ 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。 | 第13条の2第8号 | 適・否 | |
| ⑨ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。 | 第13条の2第9号 | 有・無 | |
| ⑩ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。 | 第13条の2第10号 | 有・無 | |
| ⑪ 歯科技工に伴って生ずるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。 | 第13条の2第11号 | 有・無 | |
| ⑫ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。 | 第13条の2第12号 | 有・無 | |
| ⑬ リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報情報の適切な管理のための措置を講じていること。 | 第13条の2第13号 | 適・否 | |

備考

- 備えている設備及び器具の前記の口の中にしを付すこと。
- 「有」又は「無」のいずれか及び「適」又は「否」のいずれかを○で囲むこと。
- 歯科医師及び歯科技工士については、免許証の写しを添えること。
- 開設者が法人の場合は、当該法人に係る登記の全部事項証明書(履歴事項証明書)を添えること。
- 歯科技工士室の平面図については、機械、器具等の配置を記入すること。
- 敷地の平面図及び付近の見取図を添付すること。
- リモートワークとは、「2 開設の場所」以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する構造物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務をいう。ただし、切削加工や研磨等を行わない業務であること。

(注) 免許証については、原本を持参すること。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の歯科技工士法施行細則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第百十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年二月十日

東京都知事 小池 百合子

- 施行者の名称 東村山市
- 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画公園事業第三・三・二号前川公園
- 事業施行期間 令和五年二月十日から令和十三年三月三十一日まで
- 事業地 取用の部分 東村山市野口町二丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第百十二号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき日野市川辺堀之内土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年二月十日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

日野市川辺堀之内土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年三月二十四日から令和五年三月三十一日まで

三 施行地区

日野市大字豊田、大字川辺堀之内及び大字上田の各一部

四 事務所の所在地

日野市大字川辺堀之内五百八十八番地の一

五 設立認可の年月日

平成二十一年三月二十四日

六 変更の内容

事業施行期間を令和八年三月三十一日まで延長する。

七 変更認可の年月日

令和五年二月十日

●東京都告示第百十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき板橋駅西口地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

板橋駅西口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年七月二十九日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

板橋区板橋一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

板橋区板橋一丁目十二番七号谷川ビル二〇三号室

令和四年七月二十九日

五 定款の変更の認可の年月日

令和五年二月十日

●東京都告示第百十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年二月十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

国立市東二丁目二十七番一、同番二 令和四年十二月

十一から同番二十四まで及び同番二 二十七日

十八

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第百十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び

同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和五年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一日時 令和五年二月二十日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社サマリヤ社

(二) 代表者氏名 代表取締役 矢澤 智哉

(三) 主たる事務所の所在地 東京都新宿区歌舞伎町一丁目二番三号

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第八四五九五号

(五) 免許年月日 令和二年六月二十四日

●東京都告示第百十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和五年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一日時 令和五年二月二十二日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 有限会社伸大

(二) 代表者氏名 代表取締役 矢嶋 伸江

(三) 主たる事務 東京都立川市砂川町一丁目十三番三十

所の所在地 四番地一〇一

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九二三九〇号

(五) 免許年月日 令和二年十一月十九日

●東京都告示第百十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千五百八十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年二月十日

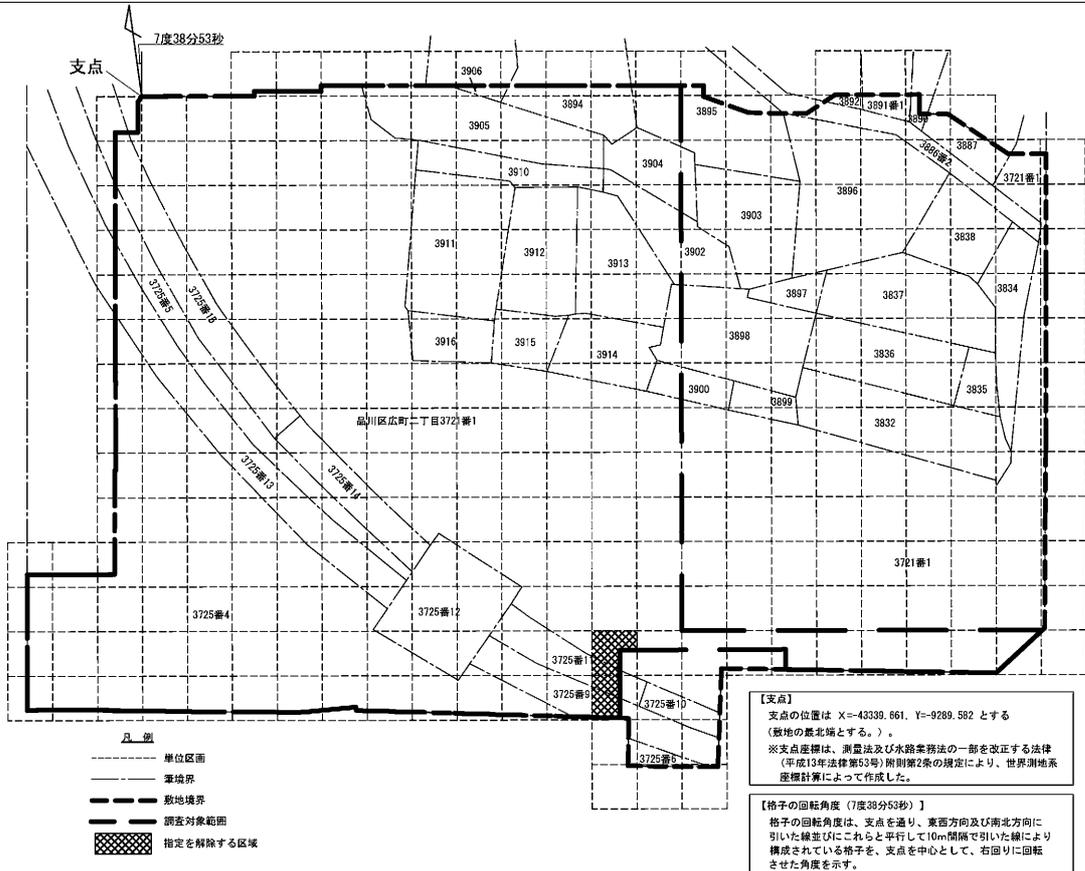
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区広町二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【支 点】
支点の位置は X=43339.861、Y=9289.582 とする
(敷地の真北端とする。)
※支点座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律
(平成13年法律第53号) 附則第2条の規定により、世界測地系
座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（7度38分53秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に
引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により
構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転
させた角度を示す。

●東京都告示第百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和五年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林子定森林の所在場所

あきる野市戸倉字盆堀東峰一四九一番から一四九三番まで、一四九八番、字盆堀東平一五七五番及び一五七六番

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項

の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

八王子町田

二 変更の区間

町田市原町田五丁目二百三十一番一地内から同市高ヶ坂一丁目千七百十六番二地先まで

三 変更の概要

別図表示のとおり

●東京都告示第百二十号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

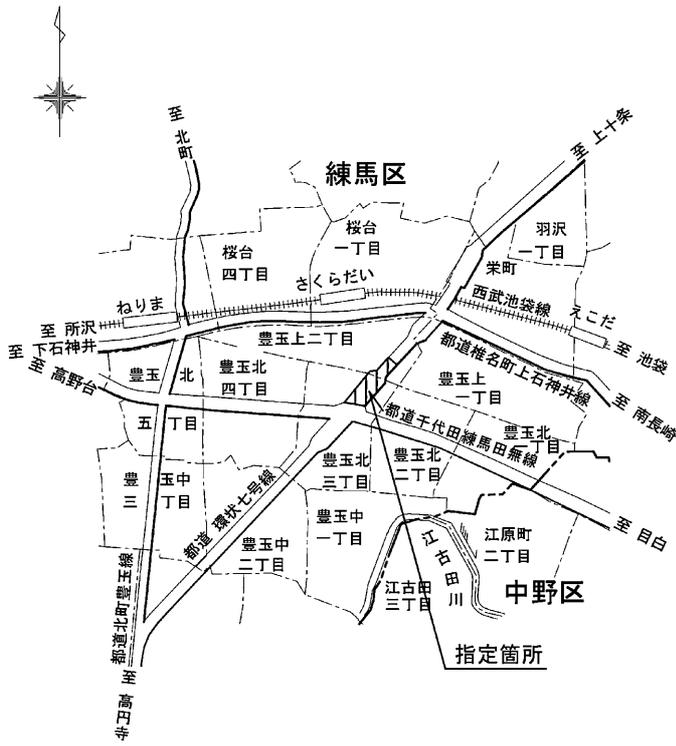
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道環状七号線

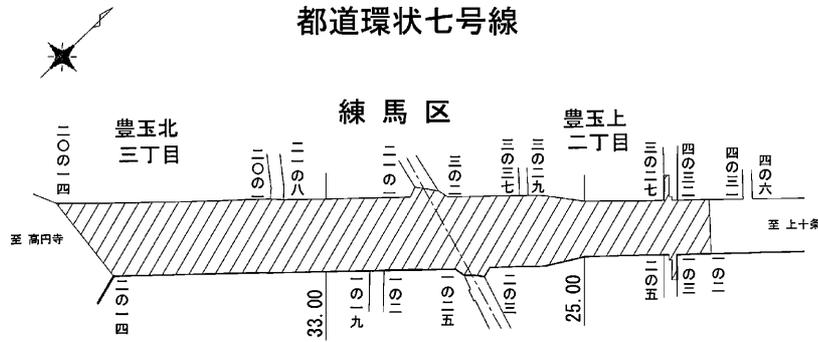
練馬区豊玉北三丁目～豊玉上二丁目



延長二九六・六〇メートル
 (電線共同溝予定名称 環状七号・五十三号)



都道環状七号線



備すべき道路を次のように指定する。
 令和五年二月十日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 都道環状七号線

二 指定する区間 練馬区豊玉北三丁目二十番十四地先から同区豊玉上二丁目一番二地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第百二十一号

平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

三の表(一)の部三菱UFJ信託銀行株式会社の項を削る。
三の表(三)の部を同表(四)の部とし、同表(二)の部の次に次のように加える。

(三) 納入者から公金を収納する事務を行う機関(ただし、口座振替の方法による公金の収納に限る。)

名 称 事務取扱店舗
三菱UFJ信託銀行 日本国内で業務を営む全ての
株式会社 店舗(代理店を除く。)

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年二月十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

立川市西砂町六丁目三十二番 西東京市東伏見三丁目六番
一及び同番二の一部(第二工 十九号
区) タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

立川市西砂町三丁目五十六番

武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業

代表取締役 築地 重彦

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 新宿中村屋ビル

二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十六番十三号

三 設置者名 株式会社中村屋

四 意見

ア 聴取者 新宿区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年一月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年二月十日から同年三月十日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開

発事業(A-1街区)

二 店舗所在地 港区虎ノ門二丁目百八番一

森ビル株式会社

三 設置者名

四 意見
ア 聴取者 港区長
イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年一月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年二月十日から同年三月十日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開
発事業(A-1二街区)

二 店舗所在地 港区虎ノ門二丁目三百番一

森ビル株式会社

三 設置者名

四 意見
ア 聴取者 港区長
イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年一月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年二月十日から同年三月十日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。

ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

令和五年二月十日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

一 指定した事業者

| 指定番号 | 商号又は名称 | 代表者 | 事業所所在地 |
|------|------------------|-------|-----------------------|
| 五八五八 | 武田設備工業 | 武田 芳夫 | 練馬区富士見台四丁目九番一号 |
| 五八五九 | 株式会社 アイホー ム | 市村 良幸 | 台東区浅草五丁目四十九番九号 |
| 五八六〇 | 0.c株 式会社 | 伊東 久史 | 江東区新大橋一丁目十三番三一五〇六号 |
| 五八六一 | 株式会社 河村設備工業 | 河村 泰一 | 八王子市長房町九十番地二 |
| 五八六二 | 株式会社 全国設備CADセンター | 青柳 いち | 立川市柴崎町二丁目十六番十六号 ヴィクター |
| 五八六三 | 木村工務店 | 熊木 淳一 | 墨田区錦糸四丁目十番六号 |

二 指定年月日

令和五年一月十一日

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

